

## 介護保険料は納期までに納めましょう

記事ID 0016800

問い合わせ 鳥栖地区広域市町村圏組合  
☎0942-85-3637

介護保険料は、法律の定めにより40歳から64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村(鳥栖地区広域市町村圏組合)へ納める方法に変わります。納め方は特別徴収(年金天引き)が原則ですが、65歳になったばかりの人や年金が年額18万円未満の人などは普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。期限を過ぎても未納の状況が続くと『給付制限』(例:利用者負担が3割または4割に引き上げられるなど)がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

### ■口座振替をご利用ください!

普通徴収(窓口納付)の人は口座振替も利用できます。納め忘れがなく安心で、手間も省けて便利です。申し込み方法などは、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険料係にお問い合わせください。

介護保険は、介護が必要になった時の不安や負担を、社会全体で支え合う制度です。自身や家族のために、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

### ■令和6年度の納期限・口座振替日

1期 (6月)	7月1日(月)	6期(11月)	12月2日(月)
2期 (7月)	7月31日(水)	7期(12月)	12月25日(水)
3期 (8月)	9月2日(月)	8期 (1月)	1月31日(金)
4期 (9月)	9月30日(月)	9期 (2月)	2月28日(金)
5期(10月)	10月31日(木)	10期 (3月)	3月31日(月)

## 身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免

問い合わせ 税務課 ☎0942-85-3588

記事ID 0002822

障害などがある人のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たせば軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。新たに軽自動車税(種別割)の減免を受ける場合や、昨年減免を受けた後に車や障害者手帳などに変更があった場合には、税務課窓口での申請が必要です。

●**対象となる車両** 障害者本人または障害者と生計を一にする人(※)が所有し、障害者のために使用する軽自動車

●**申請期限** 5月1日(水)～31日(金) ※期限を過ぎると受付できません。早めの手続きをお願いします

●**持ってくるもの** ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか②軽自動車税(種別割)の納付書または納税通知書(5月上旬発送予定)③運転者の運転免許証④納税義務者の個人番号(マイナンバー)の通知カードまたはマイナンバーカード

●**その他** 減免できる軽自動車は、障害者1人に対し1台のみ。本人運転と家族運転の場合で、減免対象の等級が異なります。詳しくは税務課市民税係または市ホームページへ



市ホームページ

※生計を一にする人…障害者と同居し、生活の糧を共にしている家族(婚姻未届の人を含む配偶者、6親等内の血族と3親等内の姻族)

広告

**おうちでランドリー!? ガスのパワーで35～52分※1で洗濯物をスピード乾燥!!**

乾太くん  
部屋干し臭の原因菌の減少率

99.9%

ガス衣類乾燥機

部屋干しのあの嫌なニオイ、部屋のジメジメ感がなくなります

乾太くん  
ユーザーボイスご紹介

**鳥栖ガス株式会社**  
鳥栖市藤木町字若桜2465番地

82-4788

※1 洗濯物の量によります。